

訪問に従事する市町村リーダーの役割

1,市町村会議の持ち方

① 保健センターとの会議日程の調整

- ・開催候補日をメンバー及び委託訪問係に連絡する。
 - ※各市町村の統括保健師に、候補日を2日以上提示してもらうよう依頼し、調整を行う
- ・リーダーは参加者の回答をもとに、市町村と日程を決定する。
- ・決定した日程は、リーダーからメンバー及び委託訪問係に連絡し、出欠の把握をする。
(常に会長、部会長との連絡は委託係が行い、その結果を委託係がリーダーに報告する)

*市町村会議に、部会及び委託訪問係が出席する理由

- ・各市町村の訪問指導員に対する要望・訪問指導員からの要望・記録用紙の変更の有無・会からの各市町村への報告・新人が入った場合の進捗状況の確認を行うため。

② 会議内容の検討を保健センターと行い、メンバーの意見が反映できるようにする。 概要が決定すればレジメを作成（保健師作成成分でも可）し、メンバー・委託訪問係に知らせる。（メールが望ましい）

*会議1週間前には委託gメールに送信する。

③ 会議終了後は議事録の作成を行い、2週間後位には委託gメールまで送信する。 部会から参加した場合は、議事録の提出だけで良いが、不参加の場合は実績報告等の資料も添付すること。（会の対面会議がない期間は委託訪問係と相談すること）

*議事録は各市町村のリーダーが必ず行い、リーダーが困難な場合はメンバーが議事録を完成させること。→保健師等の市町村の方に作成させない

*コロナ禍より各市町村会議は年1~2回の開催で依頼している。

リーダーの報告だけでなくケースカンファレンス・記録物の検討等を行う目的であることを考慮し開催する。

2,訪問メンバーの把握

① 今年度で担当している市町村を抜ける希望のあるメンバーが発生した場合は、メンバーから報告を受けた時点で委託訪問係に連絡。

② 事情により、訪問を休止・制限・再開するメンバー（リーダーも）が発生した場合はその旨を委託訪問係に連絡し、その後、保健センターに連絡する。

できるだけ保健センターに迷惑が掛からないように、メンバーにも訪問協力を依頼する。

※メンバーが保健センターと直接交渉しないように注意すること。

③ 訪問件数の状況・訪問指導員の減少により補充要員が必要な場合は委託訪問係に報告する。

3.新人研修（見学・同行）の計画及び実施と評価

- ① 新規訪問指導員と他メンバー・保健師との顔合わせの予定を立てる。
年度末の会議を利用し、市町村の特徴・記録・報告等のオリエンテーションを行う。
保健師からのオリエンテーションも依頼する。
リーダーからのオリエンテーションは必ず文章化した要綱を使用すること。
- ② 同行評価表は実施1週間以内に評価を終了し新人に返却し、新人から委託訪問係に渡すように指導すること。
- ③ 2回の同行訪問終了後、評価表を確認し、他の指導者と相談し、一人での訪問の可否を判断し、委託訪問係に評価内容と判断結果を報告する。委託訪問係が評価表を確認し、問題がないければ、独り立ち可となる。

同行訪問評価表使用基準参照

評価表の保管は事務局で行う（1年間のみ）

*新人は訪問指導員証の発行が毎年、3月末になるため見学は総会までに行っても良いが、同行による実施は原則不可であることを遵守すること
（総会後に新役員、係、リーダーの任期開始となるため）

*他の市町村の訪問指導員で新しい市町村に加入する指導員に関しても、必ず同行訪問（見学・実施）をし、評価をする。その評価に応じて、委託訪問係と相談し、同行訪問が2回必要か、1回で独り立ち可とするか、とするか決定する。
開始時期は3月末で指導員証が発行されてからとする。

4.安全対策

①インシデント・アクシデント・ヒヤリハット報告

安全対策委員会の「保健指導部会ヒヤリハット発生時報告フローチャート」

に従う事。会のHPから各自プリントアウトする

メンバーから連絡があった場合は、上記を指導し安全対策委員及び部会長の指示を得る事。リーダーからは直接指示は行わない様に注意する。

5.訪問件数報告

各市町村の月ごとの訪問件数を委託訪問係に報告する。

委託訪問係は半年ごとに会長に報告するので、それに間に合うように報告する。

（4～9月分10月報告、10～3月分4月報告）

6.リーダー任期

- ①メンバー全員が公平にリーダーを経験できるように、任期は2年とする
交代は総会をもってとする

7.その他

*契約書は12月に(案)の状態です市町村から預かるか、事務局に郵送し、(案)が出たことを委託訪問係に必ず連絡する。

市町村により最終の契約書を渡す時期が異なるため、必ずその旨を委託訪問係に伝える。

契約書に変更が生じた場合は、変更箇所を下線を引き、委託訪問係に伝える。

*リーダーは年6回開催される保健指導部会会議に出席し、会議内容の把握を行うやむを得ず欠席の場合は、議事録の確認だけでなく他の出席メンバーに内容の確認を行う。

*ここで表示されている委託訪問係とは、委託訪問係理事とする。

令和5年 8月 改定